

特定空家等に対する略式代執行の実施について

※前橋市は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第10項に基づき、倒壊などのおそれのある空家等（特定空家等）に対し、代執行による除却（略式代執行）を行うこととしましたのでお知らせします。

1 特定空家等の概要

① 所在地

（地名地番） 前橋市城東町三丁目138番1、138番40

（住居表示） 前橋市城東町三丁目23番2号

② 所有者 所在等不明

③ 構造・規模 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 51.23平方メートル

④ 建築年 不詳

2 略式代執行の施行内容

○ 着手予定日時 平成30年2月21日（水） 午前10時

代執行宣言後、着手予定（荒天などの場合は、延期することがあります。）

3 報道機関の皆様へ

○当日の取材は可能ですが、住宅密集地のため、次の事項に留意してください。

- ・必ず腕章等を着用の上、係員の指示に従ってください。また、無断で民地等には立ち入らないでください。
- ・作業中の職員や作業員への取材はお控えください。
- ・現地には駐車スペースはありませんので、車両は裏面記載の指定駐車場に駐車の上、現地へは、徒歩でお越しくください。（約300m）なお、公道などへの駐車はご遠慮ください。

現地の状況

空き家の状況①
H26年12月（応急措置前）



空き家の状況②
現在の状況



案内図



本件に関するお問い合わせ先

建築住宅課 住宅政策係

電話

内線 / 3833

直通 / 027-898-6833